

第 7 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 7 月 25 日 午後 6 時から

2 開催場所 由仁町役場 3 階大会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 土地の賃貸借解約通知について
(1 件)

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分 2 件)

日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について (農業委員会許可分
1 件)

日程第 6 議案第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(売買 2 件)

日程第 7 議案第 5 号 土地の現況証明願について
(2 件)

4 出席 委員	1番 鷺見幸生	2番 杉本道哉	3番 川端 敦
	4番 田中昭一	5番 高橋 智	6番 森長正徳
	7番 西田勝敏	8番 佐藤弘之	9番 河端英利
	10番 松田一博	11番 橋口善一郎	12番 青山佳代子
	14番 中道雅彦	15番 北川正則	
5 事務局 説明員	局長 青木祐次	主査 鈴木 渉	

局長 皆さま、ご起立願います。
総会の開会に先立ちまして、昨日ご逝去されました
のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。
黙祷はじめ
黙祷終わります。
ご着席ください。

局長 ただいまから、令和6年第7回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和6年由仁町農業委員会第7回総
会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第7回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
14番 中道委員、15番 北川委員を指名いたしますが、
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま
す。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日 1 日限りといたします。

議長 それでは、日程第 3、議案第 1 号『土地の賃貸借解約通知
について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 1 号『土地の賃貸借解約通知について』
土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審
議決定を求めるものであります。
内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議
くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 1 号について、ご説明いたします。
農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約
する場合については、農地法第 18 条第 1 項の規定により原
則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただ
し、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期
が、合意が成立した日から 6 か月以内であり、かつ、その内
容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解
約できることとなっており、この場合には、農地法第 18 条
第 6 項の規定により合意による解約をした日の翌日から 30
日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出す
ることとされていることから、議案資料で添付した『解約通知
書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か
否かを審議していただきます。

議案の 2 ページをお開きください。

本件は、農地を売買するための賃貸借の解約 1 件でありま
す。

1 番、貸主は江別市見晴台の■■■■氏、借主は古川自治
区の■■■■氏でございます。

土地の所在は、古川 659-1 の田畑で、面積は 11,157 m²
です。

議案資料の 1 ページをお開きください。

『解約通知書』については、6月6日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日についても同日の6月6日に行われるものであります。

なお、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第1号については、当農業委員会として通知書のとおり決定することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については、当農業委員会として通知書のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査

(内容説明)

議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、耕地改良及び砂利採取に伴う一時転用申請2件であります。

議案の4ページをお開きください。

1番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の■■■■氏で、事業実施者は、川端の■■■■です。

事業実施場所につきましては、東三川 2361 の1筆の田で、転用面積は10,589 m²です。

転用期間は、令和6年8月27日から令和7年8月26日までです。

なお、立地基準については、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、今回は一時転用ですので、特に問題がないものと判断しております。

また、一般基準においても事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、議案資料の2ページ、3ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に申請地を図面で説明しますので、議案の5ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、申請地は、町道吉本線の北側にある農地で、白線で囲まれた場所が今回の対象農地となっております。

議案の4ページにお戻りください。

2番ですが、申請者は、土地所有者である川端自治区の■■■■、■■■■氏で、事業実施者は、札幌市北区の■■■■です。

事業実施場所につきましては、川端 1962、1963 の2筆の田で、転用面積は24,166 m²です。

転用期間は、令和6年8月27日から令和7年8月26日までです。

なお、立地基準については、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

また、一般基準においても事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の4ページ、5ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の6ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、町道山手線と国道274号線の間にある農地で、白線で囲まれた場所が今回の対象農地となっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、7月16日に農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として可として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、可として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)
局長 議案第3号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』
農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農地等転用事業計画について、計画の変更承認申請書の提出があったので、承認するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)
主査 議案第3号について、ご説明いたします。
本件は、砂利採取事業に伴う一時転用の計画変更申請1件であり、既に許可を受けた事業計画に変更が生じることから、事業計画変更の承認を受けようとするものです。
議案の8ページをお開きください。

1番ですが、申請者は、土地所有者である東三川自治区の
■■■■氏、事業実施者は、川端の■■■■です。
事業実施地につきましては、東三川 2361、2362 の2筆の
田で、転用面積は20,892 m²です。

変更の理由ですが、先ほど議案第2号で審議していただいた砂利採取申請地に隣接しており、現在砂利採取事業を実施しておりますが、事業境界線に係る保安部分の砂利採取を新たに行うため掘削面積等を変更するものであります。

主な変更内容につきましては、境界線に係る保安部分の砂利採取に伴いまして、砂利採取量が当初から 3,611 m³の増、掘削面積が当初から 485 m²の増、埋戻し土砂量が当初から 4,795 m³となっております。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、7月 16 日農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として事業計画の変更はやむを得ないと認められ、承認することとしましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

部会長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号については、当農業委員会として申請内容のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 3 号については、申請内容のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 6、議案第 4 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 4 号『旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第4号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が2件の農用地利用集積計画です。

利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の7月29日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案10ページをお開きください。

1番ですが、先月6月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転です。

土地の所在は古山1167-1の畑で、面積は39,140㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は古山自治区の

 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は西三川自治区の です。

2番ですが、土地の所在は古川659-1の田畑で、合計面積は11,157㎡です。

なお、田につきましては、令和6年度畑地化の申請農地となっております。

売買価格は、 円で、譲渡人は江別市見晴台の

 氏で、譲受人は古川自治区の 氏です。

議案資料6ページをご覧ください。

農地は、古川地区の町道古川豊栄線の東側にある、あっせん申出地①と②の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、あっせん申出地①の田が 10a あたり ■■■■■ 円、あっせん申出地②の畑が 10a あたり ■■■■■ 円となっております。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

議長 議案第 4 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 4 号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 4 号については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第 7、議案第 5 号『土地の現況証明願について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 5 号『土地の現況証明願について』

土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願があったので、証明の可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 5 号について、ご説明いたします。

本件につきましては 2 件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いです。

申請地については、本日、会長他 6 名の役員で現地確認をしております。

議案の 1 2 ページをお開きください。

1 番ですが、現況証明の申請者は、旭川市豊岡の■■■■氏です。

申請地は東光 88 から 95 までの 8 筆で、公簿地目が畑となっておりますが、現況は雑種地・山林となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 1 3 ページをお開きください。

申請地は、下古山地区にある白線で囲まれた箇所となっております、地目変更登記後に売買する予定です。

議案の 1 2 ページにお戻りください。

2 番ですが、現況証明の申請者は、西三川の■■■■氏です。

申請地は西三川 348-1 で、公簿地目が田となっておりますが、現況は雑種地となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 1 4 ページをお開きください。

申請地は、西三川地区にある白線で囲まれた箇所で、■■■■
■■■■、所有者に対して通知した案件となっております。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

議長 議案第 5 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 5 号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第5号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 19 時10分)

議事録署名委員

14 番

中道 雅彦



15 番

北川 正則

